

施設利用料金の改定について（お知らせ）

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。（項目のない利用料金については改定はありません。）なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

○愛知県港湾管理条例第11条の2第4項に基づく利用料金の額

港湾施設	区 分		単 位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金		
係留施設	ヨットを保管するため 野積場の利用の許可を 受けた者以外の者が利用 する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	1隻1日につき	470	480
				その他の者	1隻1日につき	950	970
	その他のヨット	一般利用の場合	艇長5m未満のもの	1隻1日につき	1,270	1,290	
			艇長5m以上6m未満のもの	1隻1日につき	1,800	1,830	
			艇長6m以上7m未満のもの	1隻1日につき	2,320	2,360	
			艇長7m以上8m未満のもの	1隻1日につき	2,860	2,910	
			艇長8m以上9m未満のもの	1隻1日につき	3,380	3,440	
	艇長9m以上のもの	1隻1日につき	3,920	3,990			
野積場	ヨットを保管するため 利用する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	1隻1日につき	470	480
				学生及び生徒（オプティミスト級）	1隻1日につき	330	340
				その他の者	1隻1日につき	950	970
		専用利用の場合	学生及び生徒	1隻1月につき	4,800	4,900	
			学生及び生徒（オプティミスト級）	1隻1月につき	3,400	3,500	
			その他の者	1隻1月につき	9,600	9,700	
	その他のヨット	一般利用の場合	艇長5m未満のもの	1隻1日につき	1,270	1,290	
			艇長5m以上6m未満のもの	1隻1日につき	1,800	1,830	
			艇長6m以上7m未満のもの	1隻1日につき	2,320	2,360	
			艇長7m以上8m未満のもの	1隻1日につき	2,860	2,910	
			艇長8m以上9m未満のもの	1隻1日につき	3,380	3,440	
			艇長9m以上のもの	1隻1日につき	3,920	3,990	
		専用利用の場合	艇長5m未満のもの	1隻1月につき	12,900	13,100	
	艇長5m以上6m未満のもの		1隻1月につき	18,300	18,600		
	艇長6m以上7m未満のもの	1隻1月につき	23,700	24,100			
	艇長7m以上8m未満のもの	1隻1月につき	29,100	29,600			

港湾施設	区 分			単 位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
			艇長8m以上9m未満のもの	1隻1月につき	34,500	35,100
			艇長9m以上のもの	1隻1月につき	39,900	40,600
船舶保管 施設				1隻1月につき	20,000	20,300
港湾厚生 施設	ヨットハウス	会議室	会議室A	2時間につき	1,900	1,940
			会議室B	2時間につき	1,660	1,690
			会議室C	2時間につき	1,520	1,550
			会議室D	2時間につき	1,480	1,510
			会議室E	2時間につき	1,400	1,430
			会議室F	2時間につき	1,300	1,320
			会議室G	2時間につき	860	880
			会議室H	2時間につき	620	630
		船具用ロッカー		1個1月につき	4,700	4,800
	附属ヨット	学生及び生徒		1隻1日につき	4,110	4,190
		学生及び生徒（1人乗り用のみ）		1隻1日につき	3,500	3,560
		その他の者		1隻1日につき	5,250	5,350
		その他の者（1人乗り用のみ）		1隻1日につき	4,420	4,500
荷役機械	固定式起重機			1回につき	1,580	1,610
				1隻1年につき	31,600	32,200
	移動式荷役機械			1回につき	630	640
				1隻1年につき	12,600	12,800